



当院では、7つの看護分野で高いレベルの看護を実践するスペシャリスト「認定看護師」が勤務しています。今回は「糖尿病看護」分野の認定看護師を紹介します。

糖尿病とともに生きる人を支援 糖尿病看護認定看護師

今や成人の4人に1人は糖尿病ないし、その予備軍です。糖尿病は、血糖値が高い状態が続く進行性の慢性疾患で、放置しているとさまざまな合併症に結びつくことがあります。

私は糖尿病看護認定看護師として、外来や入院中の患者さん・ご家族に対し、糖尿病とはどういう病気かを理解していただき、食事や運動、薬物療法、フットケア、生活全般の療養支援を行っています。

患者さんから「ご飯は食べない、野菜だけ食べる」「糖尿病が治るお茶を毎日飲む」「食べたら、普段よりいっぱい歩く」などの声を聞きます。患者さんは、自分なりに糖尿病の自己管理を日々努力していることが分かります。最近では、メディアでも取り上げられるため、多くの情報を得て実践している人もいます。

しかし、長い療養生活の中で糖尿病の自己管理を続けることは簡単なことではありません。

「認定看護師」とは、ある特定の看護分野で熟練した看護技術と知識を有する者として、日本看護協会の認定を受けた看護師。次の3つが主な役割。

【実践】 熟練した看護技術や知識を用いて水準の高い看護を実践

【指導】 看護実践を通して看護職に対し指導

【相談】 看護職などに対するコンサルテーション

食べ過ぎて自己嫌悪に陥る人、毎日食事や運動を頑張ることに疲れている人、がんなど他の疾患を併発している人、認知機能が低下し自己管理が難しくなってきた人などさまざま、その治療法や自己管理は十人十色です。

私はただ血糖値を安定させるためだけではなく、患者さんやその家族の生活、大事にしている事を知り、生活の質を落とすことなく糖尿病とうまく付き合っていくためのお手伝いがしたいと思いついて関わっています。

糖尿病についてお困りの事がありましたら、気軽に当院の看護相談外来へご連絡ください。

(文責 中央病院 看護師長 成田 圭子)



あなたの街の

法律相談

～第52回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「賃貸借契約に関する法改正」についてです。

問まちづくり支援課 ☎ 6777

Q 令和2年4月に民法の改正があり、賃貸借に関する規定も変更になったと聞きました。どの点が変わったのですか。

A 賃貸借に関する重要な変更点は、「修繕」「賃借人の原状回復」「敷金」です。

Q 賃借物の修繕についてはどのように定められたのでしょうか。

A 例えば、借りている家屋の修繕が必要になった場合に、

貸主をお願いしてもなかなか直してもらえないことがあります。このような場合、借主から貸主に修繕が必要であることを通知し（修繕が必要であると貸主が知っている場合には通知は不要です）、貸主が相当の期間内に必要な修繕をしない場合には、借主が自ら修繕することができます。

なお、水漏れが発生したなど「急迫の事情」がある場合には、通知をすることも相当期間の経過を待つことも必要ありません。

また、必要な修繕に要した費用は後で貸主に請求することができます。

Q 原状回復についてはどのように定められたのでしょうか。

A 賃貸借契約が終了した場合、賃借人は賃借物を原状に戻して貸借人に返さなければなりません。原状回復義務の範囲について、改正前は規定が

ありませんでした。

改正法では「通常の使用収益によって生じた損耗」「経年劣化」「賃借人に責任がない場合」について原状回復義務を負わないことを明記しました。例えば、家具の設置による床・カーペットのへこみや設置跡、家電製品の後部壁面の変色、地震によるガラスの損傷などが考えられます。

Q 敷金についてはどのように定められたのでしょうか。

A 敷金は保証金など名目を問わず、賃借人の債務（賃料支払義務や原状回復義務など）を担保するものと定義し、賃貸借契約が終了し貸主が賃借物の返還を受けたときには、賃貸借契約に基づいて生じた賃借人の債務を控除した額を賃借人に返還すべきことが明記されました。

(文責 弁護士 橋本 明広) 弁護士法人青空と大地 ☎ 5162